

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

年金記録を照会したところ、A事業所の記録は、資格取得日が昭和19年4月1日と確認できたものの、資格喪失日が不明とのことであった。国民学校を卒業後、当該事業所に勤務し、終戦後の20年8月末に退職したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日が昭和19年4月1日、資格喪失日の記載は無し。）が確認できる。

また、申立人は、「昭和19年4月1日からA事業所でBとして勤務し、終戦後、仕事がなくなったので、20年8月末に退職した。」と主張しているところ、申立人と同様に、昭和19年4月1日にA事業所で被保険者資格を取得し、終戦日以降に退職した複数の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことを覚えている。戦時中において、途中で退職することは許されない時代だったので、申立人は、終戦後の昭和20年8月末頃まで継続して勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、複数の同僚が、申立人と同様に、終戦後は仕事がなくなったため、退職又は解雇された旨の供述をしているところ、前述の被保険者名簿において、

申立人の前後に記載されており、資格取得日が昭和 19 年 4 月 1 日である者の中で、オンライン記録又は厚生年金保険被保険者台帳により、20 年 1 月から同年 12 月までの期間に資格喪失日が確認できる 122 人を調査した結果、同年 9 月に資格喪失している者が 97 人とおおむね 8 割を占め、そのうち、49 人が同年 9 月 1 日に、27 人が同年 9 月 19 日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 9 月 1 日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は29年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から30年2月1日まで

私がB社で働いていた時の記録を年金事務所に照会したところ、昭和28年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが判明したと年金事務所から回答があったが、私は23年4月から30年1月までB社で働いていた。最初に勤務した事業所はC付近、その後、D付近にあった事業所に移って同年1月末まで働いていたので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、標準報酬月額は、同日付け、同年11月付け、29年5月1日付けでそれぞれ3,000円、また、29年10月1日付けで7,000円と記載されているが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、同社に係る事業所名簿に「名簿なし」と記載されている上、同僚の1人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、「E（A社の事業所整理記号）（紛失）32.4.19

認定」(F)と記載されていることから、同社の正式な被保険者名簿は紛失により保管されていないことがうかがえる。

また、現存しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者仮名簿に氏名が記載されている者の健康保険の番号は連続しておらず、多数の欠番があることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には同社における厚生年金保険の記録が記載されているにもかかわらず、同仮名簿には申立人の氏名が見当たらないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

さらに、A社は昭和29年5月10日に解散しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者仮名簿に資格喪失年月日が記載されている者16人のうち、資格喪失年月日が同年6月1日である者が1人、30年4月1日である者が1人、31年4月1日である者が1人いることが確認でき、また、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立人と同様に29年10月1日付けで定時決定が行われている者が5人確認できることから、同社は、解散後も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たし、事業を継続して行っていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が同社において、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は29年10月1日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年8月1日までの期間については、申立人は既に、A社と申立期間の一部において事業主が同一人であるG社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録があるところ、事業所名簿によると、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは25年5月1日であることが確認できる上、G社及びA社において被保険者であった複数の同僚に聴取したものの、申立人が当該期間の前後の期間において継続して勤務していたとする旨の供述を得ることができなかった。

また、G社及びA社の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、関連資料も無いことから、申立人の両事業所における勤務実態について確認することができない。

さらに、G社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失の欄に「26. 8. 1解」（「昭和26年8月1日解雇」の略記と判断できる。）と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間後の昭和30年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているH社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険の新規適用日が同年2月1日であることが確認できる上、同

社において被保険者であった複数の同僚に聴取したものの、申立人が同社に勤務していた期間について具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人は、事業所の所在地に変更があったものの、申立期間において継続してB社に勤務していたと主張していることから、G社及びA社と同じ系列会社であるI社及びJ社の複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間のうち、昭和23年4月1日から28年4月1日までの期間（ただし、既に厚生年金保険の被保険者記録がある昭和26年1月1日から同年8月1日までの期間を除く。）及び29年10月1日から30年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から47年3月までの期間及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

私が20歳の時に、A市役所の人が自宅に来て、義父が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を私の夫の分と一緒に、役所から集金に来た際に納付するとともに、年金手帳も一緒に保管してくれていた。その後、転居したB市では、私が、C銀行の窓口で、私と夫の分の保険料を何か月かに一度納付していた。夫も義父も既に亡くなっており、今、手元に当時の国民年金手帳等はないが、保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった頃に、A市で、私の義父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。B市へ移転後は、私自身が、C銀行の窓口で、夫婦の保険料を納付していた。」と供述している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年8月にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金への加入手続きが行われ、被保険者資格を20歳の誕生日の前日まで遡って取得したものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間①の大半は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の夫も、申立期間①のうち、昭和46年9月までの期間は、申立人と同じ未納の期間となっている。

さらに、申立人の夫の特殊台帳によると、その夫は、申立期間①のうち昭和46年10月から47年3月までの期間及び申立期間②の保険料を第二回特例納

付によって、また、昭和 48 年度及び 49 年度の保険料を過年度納付によって、それぞれを昭和 50 年 12 月に全て一括して納付しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立人自身は、50 年 12 月に 48 年度の保険料を過年度納付していることが確認できる。

このように、申立人夫婦の保険料納付状況に差異が生じた背景として、昭和 50 年 12 月の納付時に 35 歳を超えていた夫は、国民年金の受給権確保のため 35 歳到達時前まで遡って特例納付によって保険料を納付する必要があったのに対し、35 歳に到達していなかった申立人の場合、その必要がなかったためと考えられ、不自然さはいかたがえない。

加えて、複数の読み方で氏名検索するも、申立人に保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人やその義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年3月まで

夫の死亡後、申立期間の国民年金の記録が無いことに驚いた。私たち夫婦は、保険料については非常に気を付けて納付していた。私の保険料は納めているのに、夫の保険料を何年も納めなかったとは考えられない。調べて記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和57年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同日に、厚生年金保険に任意加入(旧厚生年金保険法の第四種被保険者)し、旧厚生年金保険法における老齢年金の受給資格(被保険者期間240か月)を取得したため、同年9月1日に当該被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者資格喪失後、国民年金被保険者資格を取得するためには、自ら国民年金の任意加入手続をする必要があったところ、その手続を行った形跡は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和61年6月5日にA市で払い出され、また、オンライン記録から、申立人は、国民年金新法が施行された同年4月1日に遡って、国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

なお、申立人には、昭和41年1月6日に「B」(氏名)で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる

ものの、同年1月1日に国民年金被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同被保険者資格を喪失していることが国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）から確認でき、この記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、判明している国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 4 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 20 日まで

申立期間について、脱退手当金の受給に係る手続をした記憶や退職後にお金を受け取った記憶も無いにもかかわらず、受け取ったことになっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②に係る B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時、B 事業所に在籍していた元労務担当者は、「退職理由が転職の者以外は、厚生年金保険料の掛け捨て防止の観点などから脱退手当金の手続を行っていた。」と証言しているところ、当時、総務課に在籍していた脱退手当金の支給記録が確認できる者は、「退職時に脱退手当金の制度説明を聞いた上で受け取った。私は、実務をしていたから説明を理解することができたが、現場の人は説明を聞いても分からなかったと思う。」と証言している上、複数の元従業員も、「脱退手当金制度の説明の有無については記憶が無いが、受給したことを覚えている。」と証言している。これらのことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保

険被保険者期間があるものの、当該未請求期間は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月頃から33年11月頃まで
申立期間については、A社においてBとして働いていた。厚生年金保険には加入していたと思うので自分の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社においてBとして勤務していたと主張しているところ、所在が確認できた申立期間当時の従業員24人に調査を行った結果、回答のあった20人のうち1人（厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和32年12月1日）は、「申立人が働いていた記憶はある。申立人の入社時期は私より後だったと思う。」と回答している。

また、申立人が自身と同郷で同時期にA社へ入社した者として名前を挙げた別の同僚が、同社において昭和32年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成21年12月21日に解散しており、元事業主に調査を行ったものの、解散時に申立期間当時の関係資料を廃棄したため不明であると回答しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができなかった。

また、申立期間当時のA社経理課において社会保険事務を担当していた者は、「給与計算、同支払手続などで社員の名前を見聞きする機会は多かったが、申立人の名前は記憶が無い。おそらく正規の社員ではなかったと思う。」と証言している上、同社の元営業所長は、「従業員は、社会保険には原則加入することとしていたが、入社時に必要な書類である身元保証人の印を押した誓約書が提出されない場合は、社会保険の加入は行わないで臨時の雇用とした。」と証

言しているところ、申立人は、「履歴書は提出したが、誓約書を提出した記憶は無い。」と供述していることから、社会保険には加入していない臨時の雇用であった可能性を否定できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、遡って記録が訂正されているなどの不自然な点も見られない。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 2 年 3 月 31 日となっているが、同日まで勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社において、昭和 62 年 4 月 1 日から 1 年ごとに雇用契約を更新し、平成 2 年 3 月 31 日までの契約でB事業所のC業務に派遣され、申立期間も継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人は当社の派遣社員として時給制で勤務していたが、当時の資料が無く、申立人の退職日や申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができなかった。

また、A社から申立人と同時期にB事業所のC業務に派遣されていた複数の同僚へ調査を行ったものの、申立期間における申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、派遣先であったB事業所に確認したところ、人事課担当者は、「当時は第2と第4土曜日が休業日になっており、第5土曜日に当たる平成 2 年 3 月 31 日は営業日であったことは確認できるものの、申立人の申立期間における勤務状況については書類が保管されておらず、確認することができない。」と回答している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成 2 年 3 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月頃 から 35 年 9 月頃 まで
申立期間にA社にBとして勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。
同社における厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻及び同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時、経理を担当していた前述の元事業主の妻は、「申立期間当時は、従業員は 5 人未満であり、A社は厚生年金保険には加入していなかった。また、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している上、前述の同僚も、「申立期間当時にA社に勤務していたが、同社が厚生年金保険に加入していなかったため、私は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当時の事業主及び前述の同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録は無く、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 9 月 1 日からの加入記録であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。